

# 自死遺族のための

# 無料 法律相談

家族などを自死(自殺)で亡くされた場合、  
遺された家族は、相続、借金、労災、各種補償問題など、  
さまざまな法律問題を抱えることがあります。  
自死遺族に対する支援として、  
自死(自殺)に伴い生じる法律問題について、弁護士が相談に応じます。



**対 象** 家族などを自死(自殺)でなくされた方

※ 北九州市にお住まいの方、または北九州市に在勤・在学の方に限ります。

**日 時** 相談は 予約制 です。(事前にお電話でお申込みください。)

※ 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)。

原則として、午前は9時30分開始、午後は13時30分開始。約1時間程度。

※ 弁護士は常駐していません。相談申込み後、日程調整をします。

**会 場** 北九州市立精神保健福祉センター

小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター(アシスト21) 5階

**相談料** 無 料



## お申込み・お問合せ先

北九州市立精神保健福祉センター

TEL 093-522-8729

FAX 093-522-8776

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

法律相談のほかに、  
「自死遺族のためのわかち合いの会」  
「自死遺族のための個別相談」  
も実施しています。  
お気軽にお問い合わせください。